

PHONE APPLI PEOPLEサービス利用規約 【現改比較表】 2024年6月1日 現在

～2024年6月30日

2024年7月1日～

目次

第1章（略）

第2章 契約

- 第5条 [PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の単位](#)
- 第6条 [PHONE APPLI PEOPLEサービス契約申込みの方法](#)
- 第7条 [PHONE APPLI PEOPLEサービス契約申込みの承諾](#)
- 第8条 契約ID数等の変更
- 第9条 その他の契約内容の変更
- 第10条 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約に基づく権利の譲渡
- 第11条 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が行うPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の解除
- 第12条 当社が行うPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の解除
- 第13条 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約に係るその他の提供条件

第3章～第11章（略）

別記（略）

料金表（略）

別表1（略）

別表2（略）

附則

目次

第1章（略）

第2章 契約

- 第5条 [削除](#)
- 第6条 [削除](#)
- 第7条 [削除](#)
- 第8条 契約ID数等の変更
- 第9条 その他の契約内容の変更
- 第10条 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約に基づく権利の譲渡
- 第11条 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が行うPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の解除
- 第12条 当社が行うPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の解除
- 第13条 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約に係るその他の提供条件

第3章～第11章（略）

別記（略）

料金表（略）

別表1（略）

別表2（略）

附則

～2024年6月30日

2024年7月1日～

第1章 (略)

第2章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1のPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者識別番号につき1のPHONE APPLI PEOPLEサービス契約を締結します。この場合においては、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者は、1のPHONE APPLI PEOPLEサービス契約につき1人に限ります。

(PHONE APPLI PEOPLEサービス契約申込の方法)

第6条 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法によりPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 契約ID数
- (2) 共有・個人電話帳登録 追加件数
- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(PHONE APPLI PEOPLEサービス契約申込みの承諾)

第7条 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) PHONE APPLI PEOPLEサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みをした者が、PHONE APPLI PEOPLEサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みをした者が、第15条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、PHONE APPLI PEOPLEサービスの利用を停止されている、又はPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
- (5) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みをした者が、第34条（利用に係るPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) その他当社のPHONE APPLI PEOPLEサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約ID数等の変更)

第8条 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から申し込みがあったときは、契約ID数及び共有・個人電話帳登録件数の変更を行います。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、第7条（PHONE APPLI PEOPLEサービス契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第1章 (略)

第2章 契約

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

(契約ID数等の変更)

第8条 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から申し込みがあったときは、契約ID数及び共有・個人電話帳登録件数の変更を行います。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、次の場合に限り、その請求を承諾します。

- (1) 電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。
- (2) そのPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が、PHONE APPLI PEOPLE

～2024年6月30日

2024年7月1日～

(その他の契約内容の変更)

第9条 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から請求があったときは、第6条（PHONE APPLI PEOPLEサービス契約申込みの方法）に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第7条（PHONE APPLI PEOPLEサービス契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第10条～13条（略）

第3章～第9章（略）

第10章 第33条～第38条（略）

(PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知)

第38条の2 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、連絡とれるくンサービス契約者に対する通知が完了したものとします。

(2) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者がPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たPHONE APPLI PEOPLE契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知が完了したものとします。

(3) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者がPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たPHONE APPLI PEOPLE契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知が完了したものとします。

(4) 当社がPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知が完了したものとします。

PLEサービスの料金の支払いを現に怠らず、又は怠るおそれがないとき。

(3) そのPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が、第15条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、PHONE APPLI PEOPLEサービスの利用を停止されておらず、又はPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の解除を受けたことがないとき。

(4) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

(その他の契約内容の変更)

第9条 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から請求があったときは、第6条（PHONE APPLI PEOPLEサービス契約申込みの方法）に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、次の場合に限り、その請求を承諾します。

(1) 電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。

(2) そのPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が、PHONE APPLI PEOPLEサービスの料金の支払いを現に怠らず、又は怠るおそれがないとき。

(3) そのPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が、第15条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、PHONE APPLI PEOPLEサービスの利用を停止されておらず、又はPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の解除を受けたことがないとき。

(4) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

第10条～13条（略）

第3章～第9章（略）

第10章 第33条～第38条（略）

(PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知)

第38条の2 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知が完了したものとします。

(2) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者がPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たPHONE APPLI PEOPLE契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知が完了したものとします。

(3) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者がPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たPHONE APPLI PEOPLE契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知が完了したものとします。

(4) 当社がPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知が完了したものとします。

～2024年6月30日	2024年7月1日～
<p>(5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知が完了したものとします。</p> <p>第11章(略) 別記(略) 料金表(略) 別表1(略) 別表2(略)</p>	<p>(5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知が完了したものとします。</p> <p>第11章(略) 別記(略) 料金表(略) 別表1(略) 別表2(略)</p>
	<p><u>附則(令和6年5月22日 CAS1サ第000400004238-01号)</u> <u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>